Ⅳ　適格請求書等保存方式の下での仕入税額控除の要件

1　総論

（仕入税額控除の要件）

問 84　適格請求書等保存方式の下での仕入税額控除の要件を教えてください。【令和８年５月改訂】

【答】

適格請求書等保存方式の下では、一定の事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件とされています（消法30⑦）。

保存すべき請求書等には、適格請求書のほか、次の書類等も含まれます（消法30⑨）。

イ　適格簡易請求書

ロ　適格請求書又は適格簡易請求書の記載事項に係る電磁的記録

ハ　適格請求書の記載事項が記載された仕入明細書、仕入計算書その他これに類する書類（課税仕入れの相手方において課税資産の譲渡等に該当するもので、相手方の確認を受けたものに限ります。）（書類に記載すべき事項に係る電磁的記録を含みます。）

ニ　次の取引について、媒介又は取次ぎに係る業務を行う者が作成する一定の書類（書類に記載すべき事項に係る電磁的記録を含みます。）

・　卸売市場において出荷者から委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の販売

・　農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等が生産者（組合員等）から委託を受けて行う農林水産物の販売（無条件委託方式かつ共同計算方式によるものに限ります。）

なお、請求書等の交付を受けることが困難であるなどの理由により、次の取引については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます（消法30⑦、消令49①、消規15の４）。

①　適格請求書の交付義務が免除される３万円未満の公共交通機関による旅客の運送

②　適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引（①に該当するものを除きます。）

③　古物営業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの古物（古物営業を営む者の棚卸資産に該当するものに限ります。）の購入

④　質屋を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの質物（質屋を営む者の棚卸資産に該当するものに限ります。）の取得

⑤　宅地建物取引業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの建物（宅地建物取引業を営む者の棚卸資産に該当するものに限ります。）の購入

⑥　特定金属くず買受業の届出を行っている事業者の適格請求書発行事業者でない者からの特定金属くず（特定金属くず買受業の届出を行っている事業者の棚卸資産に該当する場合に限ります。）の購入（令和８年９月１日以後に行われるものに限ります。）

⑦　適格請求書発行事業者でない者からの再生資源及び再生部品（購入者の棚卸資産に該当するものに限り、上記⑥の特定金属くずに該当するものを除きます。）の購入

⑧　適格請求書の交付義務が免除される３万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商

品の購入等

⑨　適格請求書の交付義務が免除される郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）

⑩　従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）

（注）　一定規模以下の事業者は、令和５年 10 月１日から令和 11 年９月 30 日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額が１万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により、当該課税仕入れについて仕入税額控除の適用を受けることができる経過措置が設けられています(28 年改正法附則 53 の２、改正令附則 24 の２①)。

詳しくは、問 111《一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置》をご参照ください。